

# 現行計画（前期）の取組と評価

## 1 策定趣旨

子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、平成27年3月に策定した「宮城県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、本県が行うべき施策の方向性を明確に示す新たな計画として策定

## 2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

前期：令和2年度から令和6年度まで

後期：令和7年度から令和11年度まで

## 3 計画の位置付け

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画のひとつ

## 4 基本理念

「子どもの権利保障」及び「家庭養育優先の原則」

## 5 取組項目と指標

① 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

② 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

【指標】各自治体における設置運営数 **市町村子ども家庭総合支援拠点** R1年度：4自治体 → **R4年度：全自治体**  
**子育て世代包括支援センター** R1年度：14自治体 → **R2年度：全自治体**

③ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

④ 里親等への委託の推進に向けた取組

【指標】**里親委託率** H30年度：40.2% → **R11年度：61.3%** **里親登録世帯数** H30年度：176 → **R11年度：299**

⑤ パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

⑥ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【指標】**施設定員数**（本体施設、地域小規模）R01年度：乳児院85／養護施設375（321、54）  
→ **R11年度：乳児院55／養護施設276（180、96）**

⑦ 一時保護改革に向けた取組

⑧ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

⑨ 児童相談所の強化等に向けた取組

【指標】法令等による職員配置 **児童福祉司** R1年度：32人 → **R4年度：48人**

# III - 1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）①

## 主な取組内容

- ① 第三者による当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策の取組を推進。
- ② みんなの権利ノート作成（里親版）及び改訂（施設版）を行う等、子どもの年齢や特性に応じた説明・権利擁護に係る教育がなされるよう取組を推進。

## 指標に対する取組と評価

### 【①指標】 一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況

#### 第三者による子どもの権利擁護に関する対応の検討時期及び検討結果（令和3年度末まで）

### 【①取組実績】

➔ 令和2年度から児童相談所の一時保護所において、外部の有識者が子どもアドボケイト（意見表明支援員）として入所児童から定期的に意見を聴き、それを職員に伝える取組を実施。また、令和4年度からは、同様の取組を児童養護施設に広げ、まずは1施設でモデル的に開始し、令和5年度は対象を1施設増やし、計2施設で実施。

#### <一時保護所での取組実績>

年度	取組内容	実施回数	対応人数
令和2年度	・意見表明支援員による訪問開始 弁護士1名×2か月に1回	4回	延べ15名
令和3年度	・意見表明支援員による訪問回数増 弁護士1名×月1回	10回	延べ57名
令和4年度	・前年度から継続 弁護士1名×月1回	9回	延べ67名
令和5年度	・意見表明支援員の増員 弁護士2名（男女各1）×月1回	10回	延べ55名

#### <児童養護施設での取組実績>

年度	取組内容
令和3年度	・アドボケイト養成講座を開始 （任意団体「子どもアドボカシーみやぎ」と共催）
令和4年度	・1施設でモデル事業開始 （「一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ」に業務委託） アドボケイト8名が施設を定期訪問 ➔実施回数57回、対応人数延べ126名 うち意見表明4名（県2名、仙台市2名）
令和5年度	・対象施設を2施設に拡大 アドボケイト17名が施設を定期訪問 ・並行して他施設での導入に向けた打合せや職員研修を実施 ➔実施回数64回、対応人数延べ277名 うち意見表明3名（県1名、仙台市1名）

指標に対する取組と評価

【②指標】子どもの権利擁護に関する教育の実施時期及び方法等

一時保護及びその解除時に「みんなの権利ノート」等資料を用いて説明・教育の実施  
「みんなの権利ノート」の改訂及び作成（令和2年度末まで）

【②取組実績】

- ➔ 児童養護施設等入所児童の権利擁護を目的に、平成13年度に宮城県子どもの権利ノート「みんなの権利ノート」として作成・配布。  
 改訂作業については、令和5年度から関係機関による検討会を設置し、掲載する項目等について検討を開始。令和6年度内の完成に向けて継続対応中。

みんなの権利ノート（平成13年度作成）



『こどもの権利ノート  
 大切なあなたへ』

施設版に加えて里親版も作成

- ・子どもの権利条約(4つの原則)
- ・施設や里親家庭での生活における権利
- ・困った時の相談先
- ・付録
- ・メッセージ

<経過>

令和6年2月28日	第1回検討会開催
6月3日	第2回検討会開催
7月18日	児童養護施設（職員及び児童）及び児童相談所へ素案に対する意見照会
8月26日	第3回検討会開催

## 主な取組内容

- ① 要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置・運営に関する支援を行い、市町村の子ども家庭支援体制の構築に取り組む。
- ② 児童家庭支援センターと関係機関の連携強化を図ると共に、職員の専門性強化を支援。

## 指標に対する取組と評価

### 【①指標】各自治体における設置運営数

#### 市町村こども家庭総合支援拠点設置数（仙台市を除く）

	現状 (令和元年12月)	令和4年度末 (目標値)
設置数	4自治体	<u>34自治体</u>

令和5年度実績 (R5.4.1時点)	設置率
<u>27自治体</u>	<u>79.4%</u>

#### 子育て世代包括支援センター設置数（仙台市を除く）

	現状 (令和元年4月)	令和2年度末 (目標値)
設置数	14自治体 (25か所)	<u>34自治体</u>

令和5年度実績 (R5.3末時点)	設置率
<u>32自治体</u>	<u>94.1%</u>

### 【①補足】

➔ 児童福祉法改正により、市町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされた。

こども家庭センターの設置状況（仙台市を除く）➔

R6.4.1時点	設置率
<u>19自治体</u>	<u>55.8%</u>

### III - 4 里親等への委託の推進に向けた取組

#### 主な取組内容

- ① 里親等委託率の目標値を設定
- ② 児童相談所、みやぎ里親支援センターけやき、施設の機能強化・充実とともに、各機関の連携を強化し、里親委託の推進を図る。
- ③ 里親支援強化・里親の専門性向上に取り組み、委託後の安定した養育環境の提供に努める。

#### 指標に対する取組と評価

##### 【①指標】 里親委託率

区分	平成30年度末 (実績)	令和6年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	令和5年度末 (実績)
3歳未満	23.1%	38.5%	51.9%	7.7%
3歳～就学前	37.8%	50.0%	63.2%	43.3%
学童期以降	42.7%	53.2%	62.2%	35.2%
合計	40.2%	51.4%	61.3%	34.7%

##### 【②指標】 里親登録世帯数（仙台市を除く）

区分	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	令和5年度末 (実績)
登録里親数	176世帯	243世帯	299世帯	218世帯
養育里親	138世帯	205世帯	260世帯	173世帯
うち専門里親	8世帯	13世帯	18世帯	7世帯
養子縁組里親	14世帯	19世帯	24世帯	34世帯
親族里親	24世帯	19世帯	15世帯	11世帯

主な取組内容

- ① 特別養子縁組制度について、里親制度と併せて広く周知されるよう普及促進に努める。

指標に対する取組と評価

【①指標】 県内の児童相談所が関わる特別養子縁組成立件数（児童相談所取扱い件数分のみ）（※数値目標の設定なし）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成立件数	５件	０件	４件	２件	今後調査予定

（福祉行政報告例５７表より 措置解除理由が特別養子縁組の件数を計上）

養子縁組里親の新規登録件数（※数値目標の設定なし）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
養子縁組里親	２人	１人	０人	１人	今後調査予定

（福祉行政報告例５６表より 養子縁組里親の新規登録件数を計上）

児童相談所による養子縁組里親への新規委託児童数（※数値目標の設定なし）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新規委託児童数	１人	５人	０人	１人	今後調査予定

（福祉行政報告例５７表より 新規又は措置変更により委託された児童数を計上）

児童相談所及びみやぎ里親支援センターけやきにおける養子縁組里親及び児童からの相談件数（※数値目標の設定なし）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
相談件数		統計データなしのため不明			

# III - 6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

## 主な取組内容

- ① 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について早期に整備が図れるよう支援。
- ② 施設職員の人材確保及び専門性強化について、施設と共同で取組む。

## 指標に対する取組と評価

【①指標】 施設定員数（仙台市含む） ※施設の小規模かつ地域分散化により  
 本体施設の定員数→**減少** 地域小規模の箇所数→**増加**

区分		令和元年度 (R1.5.1時点) 定員数	令和11年度 (目標値)		令和6年度実績 (R6.4.1適用)	
			定員数	(箇所数)	定員数	(箇所数)
乳児院	本体施設	85人 うち県55人	55人 うち県35人	-	65人 うち県35人	二
	地域小規模	0人	0人	(0)	0人	(0)
	小計	85人	55人	(0)	65人	(0)
児童養護施設	本体施設	321人 うち県64人	180人 うち県34人	-	290人 うち県58人	二
	地域小規模	54人 うち県6人	96人 うち県6人	(16) うち県(1)	84人 うち県12人	(14) うち県(2)
	小計	375人	276人	(16)	374人	(14)
合計	本体施設	406人	235人	-	355人	二
	地域小規模	54人	96人	(16)	84人	(14)
	合計	460人	331人	(16)	439人	(14)

# III - 7 一時保護改革に向けた取組

## 主な取組内容

- ① 第三者評価やアドボケイト機関の整備を行い、一時保護所に入所する子どもの権利擁護に努める。
- ② 職員の人材育成及び専門性向上に努めるほか、子どもの特性等に対応するため、一時保護を行う場所の多様性を確保する。

## 指標に対する取組と評価

### 【①指標】 一時保護所での一時保護子ども数（仙台市を除く）（※数値目標の設定なし）

#### 委託一時保護子ども数（仙台市を除く）（※数値目標の設定なし）

（単位：人）

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	継続	新規	計	継続	新規	計	継続	新規	計	継続	新規	計
一時保護所	15	131	146	26	204	213	26	188	214	27	198	225
一時保護委託	9	72 (11)	81 (11)	11 (1)	106 (21)	112 (23)	11 (1)	157 (16)	168 (17)	14 (3)	188 (14)	202 (17)
合計	24	203 (11)	227 (11)	37 (1)	310 (21)	325 (23)	37 (1)	345 (16)	382 (17)	41 (3)	386 (14)	427 (17)

※括弧書きは、一時保護専用施設への一時保護委託人数

#### 平均一時保護日数（仙台市を除く）（※数値目標の設定なし）

（単位：日）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均一時保護日数	41.1	32.0	47.7	今後調査予定

### 第三者評価の実施状況（※数値目標の設定なし）

- 令和2年度 一時保護所で実施
- 令和3～4年度 児童相談所の第三者評価の実施に向けた体制構築の検討
- 令和5年度 中央児童相談所及び一時保護所で実施
- 令和6年度 北部児童相談所で実施予定
- 令和7年度 東部児童相談所及び気仙沼支所で実施予定

# III - 8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

## 主な取組内容

- ① 里親等や施設から委託解除・退所する子どもの自立を図るため、支援体制の充実を図る。

## 指標に対する取組と評価

【①指標】 代替養育経験者等のフォローアップの状況 (※数値目標の設定なし)

【①取組実績】

退所児童等アフターケア事業 (主なもの)

- 社会的養護自立支援事業 (令和6年度から社会的養護自立支援拠点事業) (※NPO法人への委託により実施)  
 児童養護施設等に入所又は退所した者、里親等に委託中又は委託を解除された者が将来経済的に自立して生活が営めるように、生活や就業に関する相談対応等を実施。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活相談	145件	559件	1,521件	2,433件
就業相談	33件	8件	6件	3件
その他	35件	43件	143件	49件
合計	213件	610件	1,670件	2,485件

※件数は延べ相談件数

- 身元保証人確保対策事業 (※国が全国社会福祉協議会へ事業を委託し、実績に応じて県から補助金を交付)  
 児童養護施設退所者等の身元保証人 (連帯保証人を含む) になった場合の損害保険契約に係る保険料に対して補助金を交付。

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
就職時の身元保証	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
賃貸住宅等の賃貸時の連帯保証	24人	38,304円	34人	54,264円	24人	38,304円	23人	36,708円
大学等進学者に対する身元保証	0人	0円	11人	11,880円	23人	24,840円	24人	25,920円
合計	24人	38,304円	45人	66,144円	47人	63,144円	47人	62,628円

※人数は延べ月人数

## 主な取組内容

- ① 児童相談所の適切な人員配置及び専門性向上に努める。
- ② 他機関との連携を強化し、より効果的な相談支援体制の構築のほか、第三者評価による、業務の質の向上を図る。

## 指標に対する取組と評価

### 【①指標】 法令等による職員配置 児童福祉司・児童心理司

区分	令和元年度 配置状況 (R1.4.1現在)	令和4年度 配置基準
児童福祉司	32人	48人
児童心理司	22人	22人

令和5年度 配置状況 (R5.4.1現在)	令和5年度 配置基準
<u>63人</u>	<u>62人</u>
<u>30人</u>	<u>19人</u>

### 【①補足】

#### ➔ 児童福祉司の配置基準人数の増加要因

- 児童福祉司の配置基準の改正（令和4年度から適用）
  - ・ 人口4万人当たり1人から人口3万人当たり1人配置
  - ・ 新たに里親養育支援の児童福祉司を配置
  - ・ 新たに市町村支援の児童福祉司を30市町村当たり1人配置

#### ○ 児童虐待相談対応件数の増加に伴う加算

令和3年度：3人、令和4年度：7人、令和5年度15人

#### ➔ 児童心理司の配置基準人数の増加要因

- 児童福祉司の配置基準人数の増加に伴うもの
  - ・ 里親養育支援・市町村支援の児童福祉司を除き、児童福祉司3人につき1人配置（令和6年度から児童福祉司2人につき1人配置）

### 【②指標】 第三者評価の実施状況（※数値目標の設定なし）

➔ III-7 一時保護改革に向けた取組（P8）参照

※令和6年4月に中央児童相談所黒川支所を富谷市に設置し、児童相談所の体制を強化（管轄区域：富谷市、大和町、大郷町、大衡村）

組織規模の適正化➔ケースマネジメントの向上  
職員の移動距離の短縮➔相談者の利便性向上

